



教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）等の利用を希望されるみなさまへ

教育・保育施設等の利用を希望する方のための手続きなどについてご案内します。

支給認定について

◎ 支給認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、お住まいの市町村から、利用のための支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。



1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども



2号認定（保育認定）

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども



3号認定（保育認定）

満3歳未満の保育を必要とする子ども

利用できる施設 認定区分	幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
			教育部分	保育部分	
1号認定					
2号認定					
3号認定					

*新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

◎ 2号・3号認定（保育認定）を受けるためには、

「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由

- 就労（月64時間以上）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 親族の介護、看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 修学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

*保育認定を行う際は、

左記の事由に応じ、当該事由に定める「保育の必要量」（施設を利用できる時間）の認定をあわせて行います。認定は、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間

最大 11 時間

保育短時間

最大 8 時間

玉川村保育の必要性に係る認定基準

* 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、
以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行います。

保育を必要とする事由		保育の必要量
就 労	1月において、64 時間以上労働していることを常態としていること	月の就労時間が 64 時間以上 120 時間未満 保育短時間（8 時間）
		月の就労時間が 120 時間以上 保育標準時間（11 時間）
妊娠、出産	妊娠中であるか、又は出産後間もないこと	保育標準時間（11 時間）
保護者の疾病、障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	保育標準時間（11 時間）
親族の介護、看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること	保育標準時間（11 時間）
災害、復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	保育標準時間（11 時間）
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること	保育短時間（8 時間）
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること	就労の場合に準じて認定
	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること	就労の場合に準じて認定
虐待、DV	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	保育標準時間（11 時間）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること	保育標準時間（11 時間）
育児休業取得中	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること	保育短時間（8 時間）
前記に掲げるもののほか、前記に類するものとして村長が認める事由に該当すること		事由を勘案して、前記に準じて認定

支給認定の有効期間

 1号認定	「小学校就学前までの期間」
 2号認定	「小学校就学前までの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間
 3号認定	「満3歳に達する日の前日まで」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間

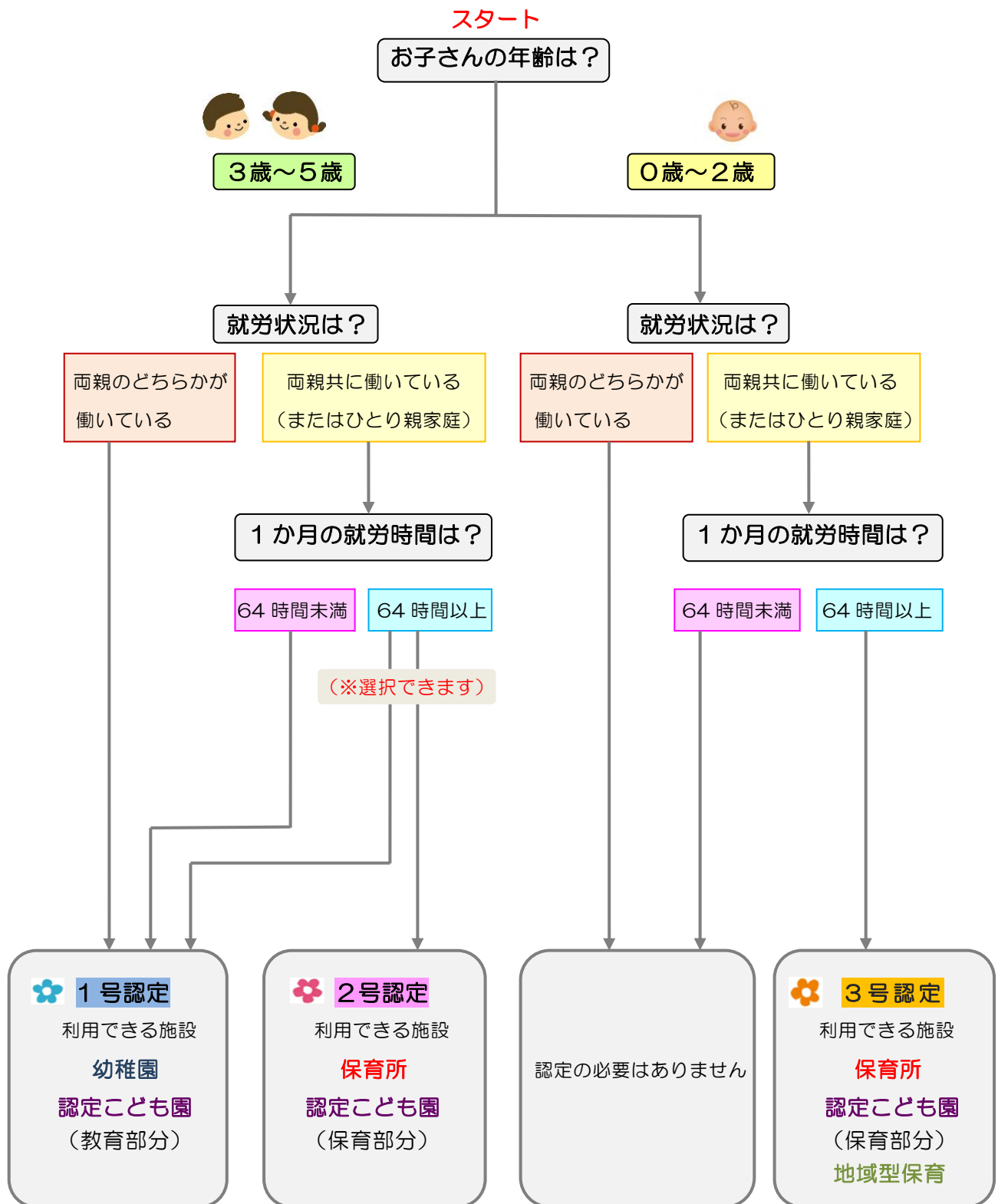
◎「保育が必要な期間」について、別途規定がされているものは下表のとおりです。

妊娠中又は出産後	出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求 職 活 動	最長、90 日を経過する日が属する月の末日まで
育 児 休 業	原則、育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日まで

※ 3号認定については、子どもが満3歳に到達した時点で、自動的に2号認定へ切り替わりますので、有効期間の変更手続きは不要です。（満3歳に到達する月に、新たな支給認定証を交付いたします。）

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？

(例：保育を必要とする事由が「就労」の場合)



- 「地域型保育」・・・
- ① 小規模保育 (利用定員 6 人以上 19 人以下)
 - ② 家庭的保育 (利用定員 5 人以下)
 - ③ 居宅訪問型保育
 - ④ 事業所内保育